

高岡地区 P T A 連合会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、高岡地区 P T A 連合会（略称は高岡 P 連）と称する。

(地区・ブロックの定義)

第 2 条 この会則において「高岡地区」とは次の市町村の区域をいう。

- (1) 土佐市
- (2) 須崎市
- (3) 佐川町
- (4) 越知町
- (5) 梶原町
- (6) 津野町
- (7) 中土佐町
- (8) 四万十町
- (9) 日高村

2 前項の市町村を次の 5 つのブロックに分ける。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 土佐市ブロック | 土佐市 |
| (2) 須崎市ブロック | 須崎市 |
| (3) 高北ブロック | 佐川町・越知町・日高村 |
| (4) 津野山ブロック | 梶原町・津野町 |
| (5) 高南ブロック | 中土佐町・四万十町 |

(目的)

第 3 条 この会は、P T A 設立の趣旨に則り、高岡地区 P T A 連合体相互の連携を図り、家庭・学校・社会における児童・生徒の健全な成長と福祉を推進し、教育の振興を期することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 児童・生徒の健全な成長と P T A 活動の発展のための研究・啓発・宣伝
- (2) 教育問題の研究
- (3) 教育振興に関する各種会合の開催
- (4) 教育充実のための陳情請願
- (5) P T A 功労者及び優良 P T A の表彰
- (6) その他目的達成のために必要な事項

第2章 組織

(組織)

第5条 この会は、この会の目的に賛同する高岡地区内各市町村の小中学校PTA連合体（以下「市町村PTA組織」という。）をもって組織する。

(会員)

第6条 この会の会員は、高岡地区の市町村PTA組織に加盟するPTA組織（以下「単位PTA」という。）の会員となる。

第3章 役員等

(役員の数)

第7条 この会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 7名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計監査委員 2名

2 理事は、県組織の役員等を選出するために必要がある場合におくものとする。

3 副会長のうち1名は教員代表をもって充てるものとする。

(役員を選出方法)

第8条 役員は第9条に定めるところに従って通常総会で選任する。

2 会長および理事以外の役員に欠員を生じた場合は、原則として当該退任した役員を選出した市町村PTA組織（前条第3項の副会長の場合は当該役員を推薦した団体）から後任の役員を選出するものとする。この場合、当該選出された者は通常総会で選任されたものとみなす。

3 会長に欠員を生じた場合は、副会長の互選によって会長職務代行者を選出する。

4 理事に欠員を生じた場合で後任者を選出する必要がある場合は、補欠選任を行わなければならない。この場合、補欠選任議案について役員会の承認を得た場合には総会で議決することを要しない。

5 前項の補欠選任議案については第9条の規定を準用する。

(選任議案)

第9条 役員を選任に関する議案は、役員会において推薦された者を役員候補者として作成しなければならない。

2 役員会は、各市町村PTA組織から推薦された者について、第7条第1項各号の役職別に次の基準によって役員候補者を選出する。

- (1) 第7条第1項第3号及び第3項の場合を除いて、役員候補者は原則として市町村PTA組織の会長とする。ただし当該市町村PTA組織において会長以外の者を特に選出した場合はこの限りでない。
- (2) 会長候補者は市町村PTA組織等から特に推薦があった場合を除いて、ブロックの輪番に基づいて当該ブロックの市町村の中から選出する。
- (3) 副会長候補者（教員代表をもって充てる者を除く。）は会長候補者を選出した市町村を除く市町村から選出する。
- (4) 教員代表をもって充てる副会長候補者は高岡地区校長会が推薦する者とする。
- (5) 理事候補者は市町村PTA組織から推薦された者の中から、高岡地区を代表する者として最適であると判断される者を選出する。
- (6) 会計監査委員候補者は、原則として市町村の輪番に基づいて当該市町村から選出する。

（役員任期）

第10条 この会の役員任期は、就任した年度にかかる事業報告を行なう総会の終了の時までとする。

（役員任務）

第11条 この会の役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐してこの会の業務を処理し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
 - (3) 理事は県組織の役員会等での検討事項に関する情報をこの会につなぐとともに、他の役員と協力してこの会の業務を処理する
 - (4) 会計監査委員は他の役員と協力してこの会の業務を処理するとともに会計事務を監査する。
- 2 この会の役員は、会則・諸規程および総会・役員会の決議を遵守し、この会のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

（顧問）

第12条 この会に役員ほかに顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問は必要に応じて会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は委嘱のときから役員任期が終了する時までとする。
- 4 顧問は、会長の要請に応じて役員会に出席するほか、会長の相談に応じる。また必要と判断したときは会長に対して意見を具申することができるものとする。

（事務局）

第 13 条 この会の事務を処理するために事務局をおく。

2 事務局は役員会の決議および会長の指示に基づいて、会計事務を含むこの会の事務を処理する。

3 事務局には事務局長のほかに事務局員若干名をおくことができる。

4 事務局は会長が指定する場所におくこととし、事務局長・事務局員は会長が指名する。

第 4 章 機関

(総会)

第 14 条 総会はこの会の最高議決機関であって、単位 P T A あたり 1 名の代議員をもって構成する。

2 代議員は単位 P T A の会長またはその代理人とする。

(通常総会および臨時総会)

第 15 条 通常総会は毎年 5 月に開催する。

2 通常総会には第 17 条第 1 号から第 4 号に関する議案を提出しなければならない。

3 臨時総会は役員会が必要と認めたとき及び 2 以上のブロックから請求があったときに開催する。

(総会の招集手続き)

第 16 条 総会は、役員会の議決を経て会長が招集する。

2 総会の招集に際しては、会長は、すみやかに会員に通知しなければならない。

3 前項の通知は各市町村 P T A 組織を通してするものとする。

(総会の議決事項)

第 17 条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

(1) 毎事業年度の事業計画及び予算

(2) 毎事業年度の事業報告及び決算

(3) 年会費の額

(4) 役員を選任

(5) 会則の改正

(6) この会の合併・解散

(7) 前各号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項

(総会の議決方法及び議長)

第 18 条 総会の議事は出席した代議員の過半数によって決する。ただし、可
否同数の場合は議長が決するものとする。

2 議長は、総会に出席した代議員の中から選任する。

3 議長は、第 1 項但し書きの場合を除いて、代議員として総会の議決に加
わることができない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、次の事項は出席した代議員の 3 分の 2 以上
の多数による議決を要する。

(1) 会則の改正

(2) この会の合併・解散

(役員会)

第 19 条 役員会は第 7 条の役員で構成し、会則及び総会の決議に基づいて本
会の運営に関する事項について協議決定する。

2 役員会は必要に応じて会長が招集する。

3 この会の顧問は会長の要請に基づいて役員会に出席し意見を述べるこ
とができる。ただし議決に加わることはできない。

4 役員会には各市町村 P T A 組織の事務局長を出席させることができる。

(役員会の決議事項)

第 20 条 次の事項は役員会の議決を経なければならない。

(1) 総会の招集および総会に付議すべき事項

(2) 総会の決議によって役員会に委任された事項

(3) 会則以外の諸規程の制定・変更・廃止に関する事項

(4) 委員会の設置及び廃止に関する事項

(役員会の議決方法および議長)

第 21 条 役員会は役員半数以上の出席をもって成立し、議事は出席した役
員の過半数によって決する。

2 議長は会長とする。

(委員会)

第 22 条 この会の目的を達成するために必要に応じて役員会の下に次の委
員会をおくことができる。

(1) 研修委員会

(2) 広報委員会

(3) 前各号に定めるもの以外の各種委員会

2 前項の委員会に関する事項は、当該委員会を設置する際に役員会で別途定める。

第5章 会計

(事業年度)

第23条 この会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計)

第24条 この会の経費は、会費・事業収入及び寄付金をもって支弁する。

2 会費は単位PTAごとに、5月1日において当該小中学校に在籍する児童・生徒の数に1人当たり年会費額を乗じて算出するものとし、毎事業年度の1人当たり年会費額は通常総会の議決によって定める。

3 会費は市町村ごとに当該市町村PTA組織がとりまとめ、7月末日までにこの会の事務局へ納入しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、会費の分割納入を役員会で認めた場合には、役員会が指定する時期までに納入しなければならない。

(監査)

第25条 この会の会計は会計監査委員の監査を受けなければならない。

2 会計監査委員は監査の結果を総会に報告し、意見を述べなければならない。

附 則

第1条 会長を選出する際のブロックの輪番は次のとおりとする。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
ブロック名	高南	土佐市	須崎市	高北	津野山

第2条 会計監査委員を選出する際の市町村の輪番は次のとおりとする。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
市町村名	須崎市	佐川町	梶原町	四万十町	土佐市
	日高村	越知町	津野町	中土佐町	須崎市

第3条 本会の大会（PTA大会）は次の市町村の輪番とする。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
市町村名	土佐市	中土佐町	越知町	津野町	佐川町
年度	H31	H32	H33	H34	H36
市町村名	梶原町	日高村	須崎市	四万十町	土佐市

第4条 この会則の変更は平成22年5月30日から施行する。

第5条 備考に平成11年度以降の事務局（会計）を掲載します。

昭和30年6月25日	一部改正	昭和34年6月17日	一部改正
昭和38年5月22日	一部改正	昭和40年7月7日	一部改正
昭和41年7月5日	一部改正	昭和42年5月25日	一部改正
昭和43年5月6日	一部改正	昭和46年6月4日	一部改正
昭和49年5月6日	一部改正	昭和50年6月3日	一部改正
平成5年5月29日	一部改正	平成6年5月21日	一部改正
平成8年5月25日	一部改正	平成12年6月4日	一部改正
平成13年6月2日	一部改正	平成14年6月1日	一部改正
平成17年5月29日	一部改正	平成18年5月21日	一部改正
平成27年5月23日	一部改正		

備考

平成11年度	事務局・会計	山崎 一	(窪川中学校教頭)
平成12年度	事務局・会計	和田 幸稔	(高岡中学校教頭)
平成13年度	事務局・会計	宮田 孝志	(浦ノ内中学校教頭)
平成14年度	事務局・会計	庄崎 倫仁	(越知中学校教頭)
平成15年度	事務局・会計	二宮 弘	(葉山中学校教頭)
平成16年度	事務局・会計	坂本 恒夫	(久礼中学校教頭)
平成17年度	事務局・会計	西村 俊彦	(蓮池小学校教頭)
平成18年度	事務局・会計	森田 緑	(須崎中学校教頭)
平成19年度	事務局・会計	曾我 一仁	(加茂小学校教頭)
平成20年度	事務局・会計	坂本 邦弘	(梶原中学校教頭)
平成21年度	事務局・会計	大原 淳子	(仁井田小学校教頭)
		(平成21年5月16日～平成22年3月31日)	
		野村 泰子	(仁井田小学校教頭)
		(平成22年4月1日～5月29日)	
平成22年度	事務局・会計	岡田 兼治	(戸波小学校教頭)
平成23年度	事務局・会計	照屋 文彦	(浦ノ内中学校教頭)
平成24年度	事務局・会計	豊永 浩幸	(黒岩中学校教頭)
平成25年度	事務局・会計	山下 浩彦	(梶原中学校教頭)
平成26年度	事務局・会計	黒岩 範久	(久礼中学校教頭)